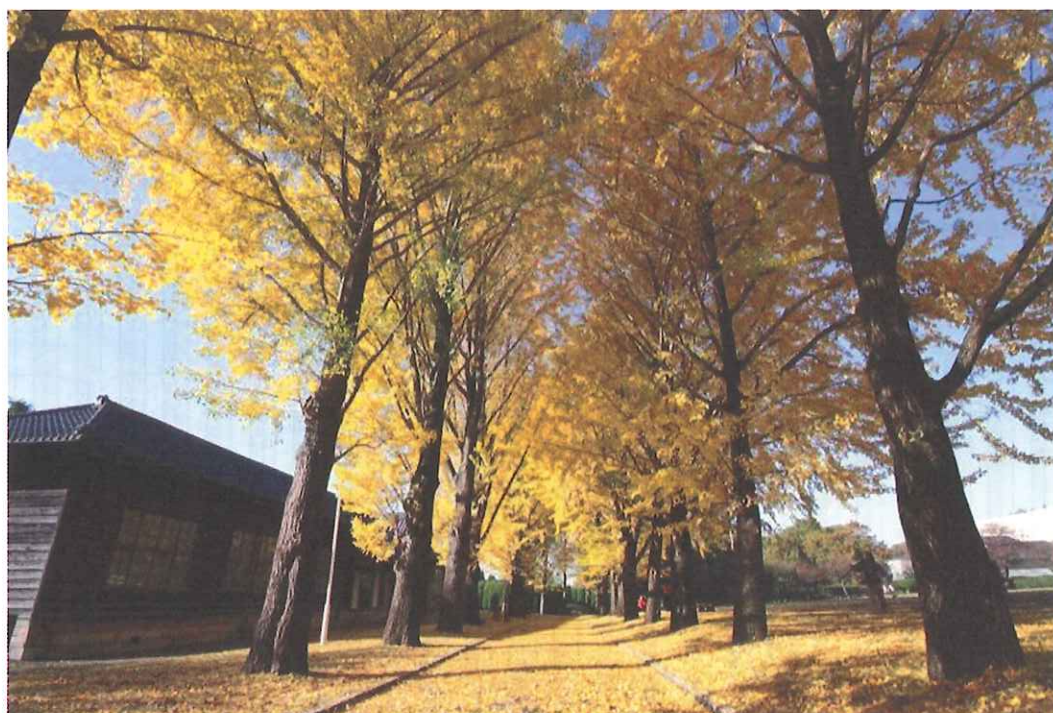


いばらき

第416号

# 雇用ニュース

2016年12月



県立歴史館の紅葉（水戸市）観光いばらき「写真ひろば」より

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

## － おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 ..... 2
- ・ ジョブフェスタを開催しました ..... 3
- ・ 障害者面接会（後期）を開催します ..... 4
- ・ 雇用保険の適用拡大等について ..... 5～7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 ..... 8

## 茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 有効求人倍率 1.26倍

「雇用情勢は、改善が進んでいます」

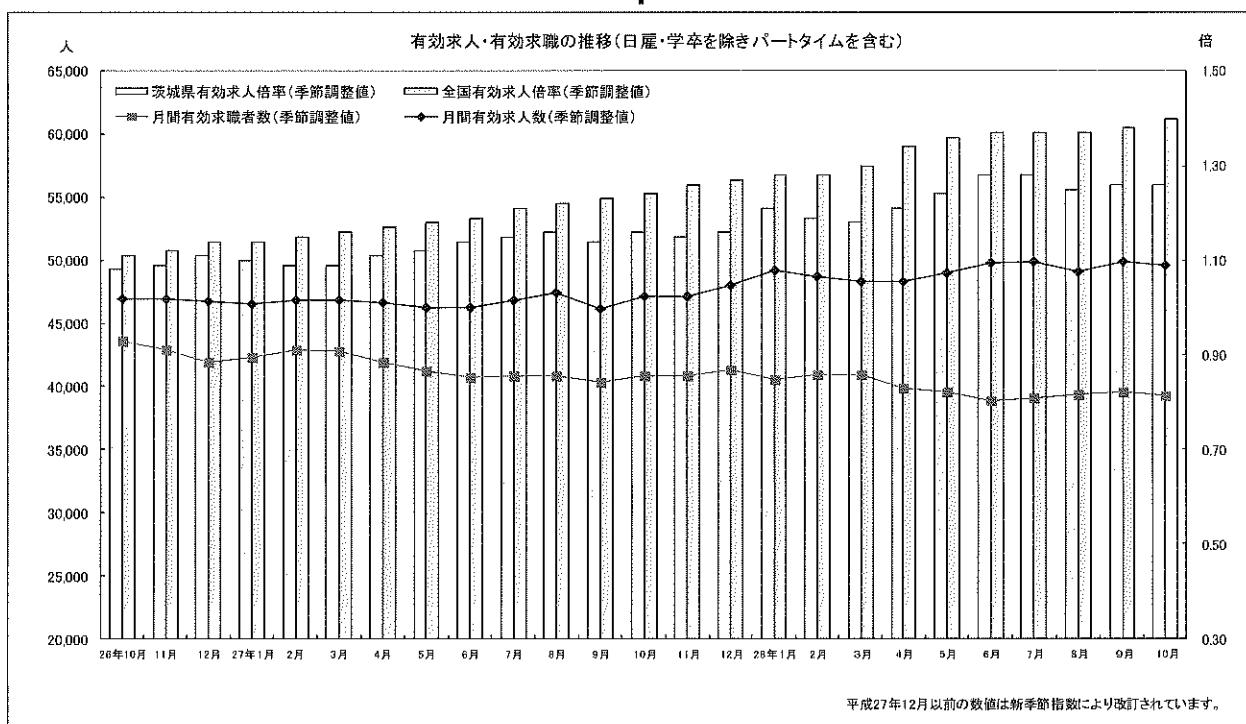
### 1 概況

10月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は19,003人で、前年同月と比較して3.1%減と8か月ぶりに減少しました。雇用形態別では、パートタイムを除く常用の求人は前年同月比3.9%の減少、常用的パートタイムの求人は、同4.9%の減少となりました。新規求職申込件数は9,908件で前年同月比11.1%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同12.8%の減少、常用的パートタイムは同7.9%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同13.5%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同4.2%の減少となりました。

有効求人数（原数値）は、51,087人で前年同月比は4.4%増加と12か月連続で増加しました。

一方、有効求職者数（原数値）は39,398人で同4.2%減と、39か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.26倍（季節調整値）で、前月と同水準となりました。なお、原数値は1.30倍と前年同月を0.11ポイント上回りました。



### 2 新規求人の動き

新規求人数は19,003人となり、前年同月比で3.1%減と8か月ぶりに減少しました。

産業別にみると、「教育、学習支援業」が（前年同月比27.4%増）、「生活関連サービス業、娯楽業」（同20.6%増）、「宿泊業、飲食サービス業」（同6.2%増）、「サービス業」（同6.0%増）などで増加となりましたが、「情報通信業」（前年同月比28.2%減）、「卸売業、小売業」（同10.8%減）「製造業」（同10.0%減）、「運輸業、郵便業」（同9.2%減）などが減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比15.7%減）500～999人（同20.7%減）300～499人（同28.9%減）100～299人（同1.7%減）30～99人（同3.0%減）29人以下（同1.9%減）となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比3.9%の減少となり、常用的パートタイムは同4.9%の減少となりました。

### 4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,366件で、前年同月と比較し16.6%減少となり3か月ぶりの減少となりました。また、新規求職申込件数に占める割合は23.9%で、前年同月（25.5%）を、1.6ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は7,935人と、前年同月比で6.9%減と37か月連続の減少となりました。雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は476人で、資格喪失者の割合では4.3%（前年同月5.9%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比25.5%減となりました。

### 3 新規求職の動き

新規求職申込件数は9,908件となり、前年同月比で11.1%減と2か月ぶりに減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は67.7%（前年同月68.9%）と1.2ポイント下回り、数では前年同月比で12.8%の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で32.3%（前年同月31.1%）と1.2ポイント上回り、数では前年同月比で7.9%の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数9,835人のうち34歳以下の若年者の占める割合は34.1%で3,350人、同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は17.7%で1,745人となりました。

# 「いばらきジョブフェスタ」 を県内 4 会場で開催しました！

茨城労働局は、茨城県及び茨城県教育委員会と、11月2日～11月21日の間、県内4会場において「いばらきジョブフェスタ」(平成29年3月卒業予定の高校生を対象とした就職面接会)を開催しました。

県内4会場全体の参加状況は、参加企業239社(昨年227社)、参加生徒数は372人(昨年は444人)となりました(各会場の内訳は、下表をご参照下さい)。

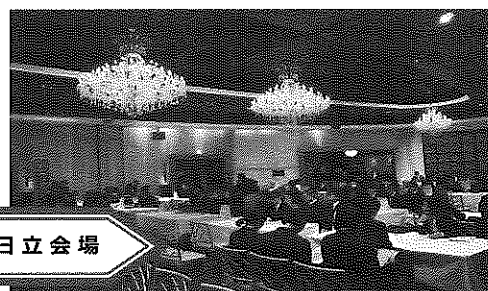
平成29年3月新規高卒者の茨城県内における求職・内定状況は、平成28年10月末現在で就職内定率は78.7%と、前年同月を5.1ポイント上回り昨年度をさらに上回る水準となりました。「いばらきジョブフェスタ」は、一人でも多くの生徒が内定を得られるよう、就職機会確保のための取組の一環として開催したものです。

ハローワークでは、各学校と密接に連携しながら、未内定者に対する一貫した個別支援を引き続き実施します。

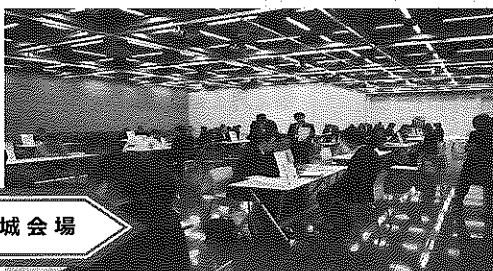
会場名(開催日順)	土浦	日立	結城	水戸
参加企業数	64	31	63	81
参加生徒数	96	55	61	160



土浦会場



日立会場



結城会場

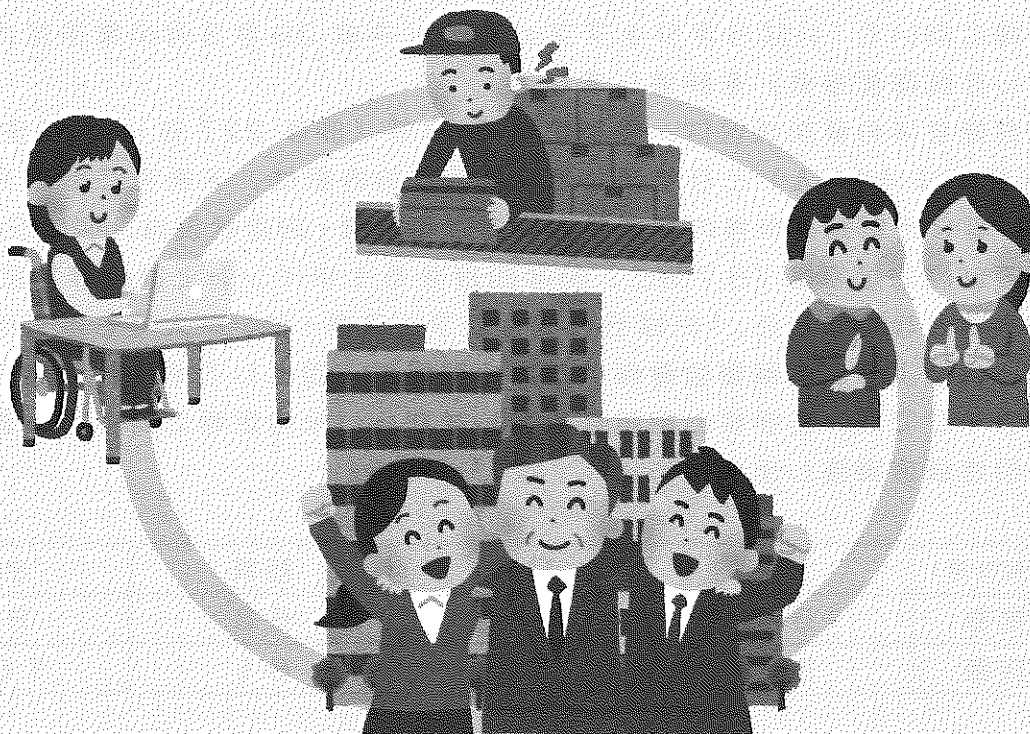


水戸会場

平成28年度（後期）

# 障害者就職面接会

～ひとつの理解が大きな希望へ～



## ◆◆◆ 求人・求職募集中 ◆◆◆

詳しくは、管轄のハローワークまでお問い合わせ下さい。

### 鹿行会場

- 2月2日(木)
- 鹿島セントラルホテル  
神栖市大野原4-7-11
- 開催時間：13:00～15:30

### 県西会場

- 2月8日(水)
- 結城市民情報センター  
結城市国府町1-1-1
- 開催時間：13:00～15:30

### 県南会場

- 2月14日(火)
- ホテルグランド東雲  
つくば市小野崎488-1
- 開催時間：13:00～15:30

### 県北会場

- 2月15日(水)
- 国民宿舎「鶴の岬」  
日立市十王町伊師640
- 開催時間：13:00～15:30

### 県東会場

- 2月17日(金)
- ホテルレイクビュー水戸  
水戸市宮町1-6-1
- 開催時間：13:00～15:30

【主催】ハローワーク・厚生労働省茨城労働局・茨城県

※各会場とも受付は12:30からとなります。  
(天候により、順延または中止になる場合があります。)

事業主の皆様へ（従業員の皆様へもお知らせください）

## 雇用保険の適用拡大等について

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

### 雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

○ 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※3）してください。

○ 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※4）してください。

○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

（※1）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。

（※3）被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

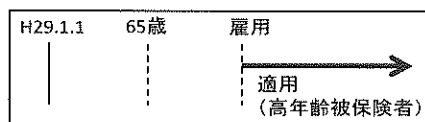
（※4）提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

### 《 適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例 》

〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

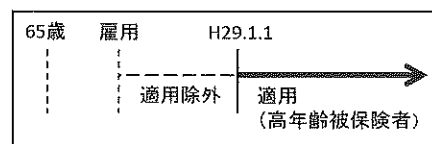
雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

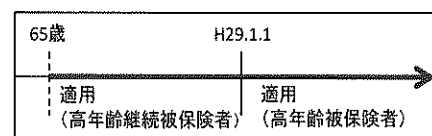
→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例3〉高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。



## Q&A

Q1 平成29年1月1日以降に新たに雇用した65歳以上の労働者だけが対象となりますか。それとも、平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者がいますが、平成29年1月1日になったら雇用保険の加入手続きをしなければならないのですか。

A1 平成29年1月1日以降に65歳以上の労働者を新たに雇用した場合だけでなく、平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者についても、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあれば、原則として雇用保険の適用の対象となりますので、加入手続きを行う必要があります。  
平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している65歳以上の労働者の資格取得届は、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに提出してください。

Q2 平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者について、適用要件に該当するかどうかはいつの時点で判断しますか。また、労働者が雇用保険の適用を希望しない場合はどうすればよいのですか。

A2 適用要件に該当するかは、平成29年1月1日時点で判断してください。要件に該当すれば雇用保険の被保険者資格の取得日は平成29年1月1日となります。なお、事業主や労働者の希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば必ず適用となります。

Q3 65歳以上の方も雇用保険料を徴収する必要がありますか。

A3 保険料の徴収は、平成31年度までは免除となります。保険料率は、毎年変更になる可能性がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

【雇用保険料率について】<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

【参考】平成28年度 雇用保険料率	保険料率	事業主負担分	労働者負担分	備 考
一般の事業	$\frac{11}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	$\frac{4}{1000}$	農林水産・清酒製造業は $\frac{13}{1000}$ 、建設業は $\frac{14}{1000}$

Q4 雇用保険被保険者資格取得届の様式はどこで手に入りますか。

A4 届出の様式は、ハローワークで配布していますが、ホームページからもダウンロードが可能です。

【雇用保険関係の届出の様式のダウンロードはこちらです】

<https://hoken.hellowork.go.jp/assist/600000.do?action=initDisp&screenId=600000>

※印刷の際には、印刷ページに記載のある印刷時の注意事項や印刷帳票のポイントをよくご確認ください。

Q5 雇用保険被保険者資格取得届について、提出に当たり添付書類は必要ですか。

A5 原則として添付書類は不要です。

ただし、事業所として資格取得届の提出が初めての場合は、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿(タイムカード等)、その他社会保険の資格取得関係書類、雇用契約書など、その労働者を雇用したこと及びその年月日などが確認できる書類の添付が必要です。

また、届出の内容に不整合がある等の場合についても、書類を提出いただく場合があります。詳しくは管轄のハローワークにお問い合わせ下さい。

Q6 平成28年12月末までに65歳以上の者を雇用したが、平成28年12月末までに退職した場合や、平成29年3月31日までの届出をする前に退職した場合は、どういう手続きが必要ですか。

A6 平成28年12月末までに退職した場合は、手続きは不要です。

平成29年3月31日までの届出をする前に退職した場合は、平成29年1月1日から退職までの間は雇用保険の被保険者となりますので、被保険者でなくなった日の翌日から10日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届に雇用保険被保険者資格取得届も添えて提出してください。

従業員の皆様へもお知らせください

## ～平成29年1月1日より、65歳以上の被保険者も各給付金の対象となります～

### 高年齢求職者給付金について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給（年金と併給可）されます。

なお、給付金を受けるには、離職後に住居地を管轄するハローワークに来所し、求職の申込みをしたうえで、受給資格の決定（※1）を受ける必要があります。その後、ハローワークから指定された失業の認定日にハローワークに来所し、失業の認定を受けることで、被保険者であった期間に応じた金額が支給（※2）されます。

（※1）受給資格の決定には、以下の要件を満たす必要があります。

- ・離職していること
- ・積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態にあること
- ・離職前1年間（病気やけが等により働けない期間があった場合はその期間を加えることができる場合があります）に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上（賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算）あること

（※2）被保険者であった期間が1年以上の場合：基本手当日額の50日分  
被保険者であった期間が1年未満の場合：基本手当日額の30日分 } が一時金として支給  
・基本手当日額は、離職前6か月の賃金総額を180で割った額のおよそ50%～80%  
（上限6,370円（平成29年7月31日までの額））

### 育児休業給付金、介護休業給付金について

平成29年1月1日以降に高年齢被保険者として、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

### 教育訓練給付金について

平成29年1月1日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は、教育訓練を開始した日において高年齢被保険者である方または高年齢被保険者（平成28年12月末までに離職した方は、高年齢継続被保険者）として離職日の翌日から教育訓練の開始日までの期間が1年以内の方も、要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となります。

詳しくはハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページを参照してください。  
【ハローワークの所在案内】 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

## ～平成29年1月1日より、育児休業・介護休業給付金の要件を見直します～

#### 【育児休業給付金】

- 育児休業給付金の対象となる子の範囲について  
養子縁組里親、養育里親等も育児休業給付金の対象となります。
- 有期契約労働者の育児休業支給要件について  
有期契約労働者は、育児休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上ある、②子が1歳以降も雇用継続の見込みがある、③子が2歳に達する日まで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要がありますが、このうち、②の要件は廃止となり、③の要件は「2歳⇒1歳6か月」に緩和されます。

#### 【介護休業給付金】

- 対象家族の拡大  
祖父母、兄弟姉妹、孫は「同居かつ扶養」の場合が対象でしたが、「同居かつ扶養」の要件を廃止します。
- 介護休業の取得回数について  
介護休業給付金は、同一の対象家族・同一の要介護状態の場合、原則1回、93日を限度として対象としていましたが、通算93日分を最大3回まで分割して取得することが可能になります。
- 有期契約労働者の介護休業給付支給要件  
有期契約労働者は、介護休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること、②93日経過後も雇用継続の見込みがある、③93日経過後から1年を経過するまで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要があるが、②の要件は廃止となり、③の要件は「1年⇒6か月」に緩和されます。

※ 平成28年8月1日以降に開始した場合の給付率を引き上げました（賃金の40% → 67%）。

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
25年度月平均	15,150	3,340	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
27年度月平均	17,174	3,476	13,550	10,532	3,706	1,743	47,401	40,969	3,474	8,478
27年4月	16,612	3,380	13,047	14,036	4,723	3,081	47,342	45,602	4,480	7,677
5	15,095	2,869	12,088	10,504	3,751	1,753	43,665	44,021	3,540	8,637
6	16,378	3,690	12,539	10,937	3,928	1,732	44,056	43,142	3,713	9,104
7	17,541	3,702	13,681	10,226	3,723	1,614	45,076	41,887	3,525	9,256
8	16,911	3,217	13,554	9,325	3,411	1,344	46,352	40,623	3,021	9,285
9	15,679	3,531	11,998	10,089	3,602	1,530	46,409	40,083	3,355	9,083
10	19,617	4,078	15,367	11,139	3,874	1,822	48,941	41,120	3,429	8,520
11	16,417	3,142	13,111	8,690	3,140	1,350	47,991	39,223	2,944	8,449
12	14,991	2,978	11,896	7,733	2,683	1,231	46,698	36,718	2,752	8,090
28年1月	20,249	4,150	15,951	10,554	3,736	1,663	48,599	37,157	2,785	8,021
2	18,963	3,609	15,234	11,548	3,893	1,868	51,261	39,651	3,377	7,798
3	17,633	3,369	14,129	11,604	4,004	1,927	52,416	42,401	4,768	7,820
28年4月	17,446	3,365	13,977	12,635	4,008	2,903	48,525	43,298	3,666	7,383
5	16,502	3,331	13,019	10,464	3,534	1,870	46,895	42,654	3,477	8,519
6	16,844	3,486	13,219	9,938	3,363	1,709	47,240	41,053	3,499	8,873
7	17,776	3,707	13,940	9,055	3,194	1,460	47,331	39,765	3,039	8,563
8	17,394	3,397	13,859	9,226	3,300	1,352	48,055	39,182	2,953	9,276
9	18,463	4,191	14,083	10,183	3,513	1,482	50,207	39,452	3,412	8,691
10	19,003	3,838	14,969	9,908	3,350	1,745	51,087	39,398	3,384	7,935
11										
12										
29年1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
25年度月平均	1.32	1.53	0.87	0.97	5.5	8.4	▲ 4.1	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 8.6	256	3.9
26年度月平均	1.54	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.5
27年度月平均	1.62	1.86	1.16	1.23	1.0	3.5	▲ 4.9	▲ 4.8	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 7.6	218	3.3
27年4月	1.57	1.77	1.11	1.17	0.1	0.1	▲ 6.6	▲ 7.8	▲ 1.6	▲ 4.8	▲ 3.9	▲ 6.5	234	3.4
5	1.55	1.78	1.12	1.18	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 8.9	▲ 10.8	▲ 9.6	▲ 10.4	▲ 7.6	▲ 12.6	224	3.3
6	1.60	1.79	1.14	1.19	4.6	6.8	1.1	▲ 0.4	▲ 4.5	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 5.8	224	3.4
7	1.65	1.82	1.15	1.21	7.2	4.3	▲ 5.5	▲ 5.9	▲ 2.1	▲ 6.2	▲ 7.1	▲ 8.2	222	3.3
8	1.60	1.84	1.16	1.22	▲ 0.7	4.9	▲ 4.1	▲ 4.0	▲ 0.6	▲ 4.3	▲ 5.1	▲ 5.9	225	3.4
9	1.55	1.83	1.14	1.23	▲ 12.9	0.9	▲ 13.0	▲ 11.7	▲ 12.3	▲ 11.6	▲ 6.7	▲ 7.1	227	3.4
10	1.67	1.01	1.16	1.24	7.5	5.4	▲ 1.2	▲ 4.0	▲ 10.7	▲ 8.2	▲ 8.1	▲ 7.3	208	3.2
11	1.56	1.90	1.15	1.26	2.6	9.3	1.8	0.3	▲ 5.6	▲ 0.5	▲ 2.0	▲ 3.4	209	3.3
12	1.55	1.90	1.16	1.27	1.2	6.2	3.7	▲ 1.7	▲ 4.6	▲ 3.7	▲ 3.5	▲ 6.3	204	3.3
28年1月	1.91	2.07	1.21	1.28	10.4	2.7	▲ 11.7	▲ 11.3	▲ 7.3	▲ 9.3	▲ 4.2	▲ 6.2	211	3.2
2	1.58	1.92	1.19	1.28	▲ 2.6	9.6	▲ 2.3	▲ 1.0	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 5.4	▲ 4.6	213	3.3
3	1.72	1.90	1.18	1.30	1.2	5.2	▲ 6.4	▲ 5.9	▲ 5.0	▲ 0.8	▲ 5.1	▲ 6.0	216	3.2
28年4月	1.87	2.06	1.21	1.34	5.0	3.9	▲ 10.0	▲ 11.0	▲ 18.2	▲ 10.2	▲ 3.8	▲ 8.9	224	3.2
5	1.74	2.09	1.24	1.36	9.3	10.3	▲ 0.4	▲ 1.3	▲ 1.8	▲ 2.3	▲ 1.4	▲ 5.5	216	3.2
6	1.80	2.01	1.28	1.37	2.8	5.7	▲ 9.1	▲ 7.8	▲ 5.8	▲ 6.3	▲ 2.5	▲ 7.5	210	3.1
7	1.85	2.01	1.28	1.37	1.3	▲ 1.1	▲ 11.5	▲ 10.9	▲ 13.8	▲ 1.6	▲ 7.5	▲ 10.5	203	3.0
8	1.73	2.02	1.25	1.37	2.9	8.8	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 3.7	212	3.1
9	1.83	2.09	1.26	1.38	17.8	9.1	0.9	▲ 3.2	1.7	▲ 2.6	▲ 4.3	▲ 8.0	204	3.0
10	1.80	2.11	1.26	1.40	▲ 3.1	▲ 1.1	▲ 11.1	▲ 11.1	▲ 1.3	▲ 8.5	▲ 6.9	▲ 9.3	195	3.0
11														
12														
29年1月														
2														
3														

- (注)1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。  
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。  
 3. ▲印は減少を示す。  
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。  
 なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)  
 5. 平成27年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。